

平成31年度（2019年度）八王子市再生可能エネルギー利用機器設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づく再生可能エネルギーの普及拡大を目的として、再生可能エネルギー利用機器（以下「機器」という。）の導入促進を図るとともに、地域経済の活性化を促進するために、市内の住宅又は事業所に機器を設置する者に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、「補助金等の交付の手續等に関する規則」（昭和35年八王子市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 個人又は個人事業主をいう。

(2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に規定する宗教法人

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体

ク マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合

ケ その他公益的な活動を行う法人であつて、市長が特に必要と認めるもの。

(3) 事業所 個人又は中小企業者等がその事業を行う場所及び事務所をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1) 市内に住民登録があり、又は実績報告時まで市内に住民登録をする予定があり、市内の住宅に住宅用として機器を設置しようとする個人。ただし、設置する住宅の所有権を有しない場合は、当該住宅の所有者から機器を設置することについて承諾を得ていること。

(2) 市内に住民登録があり、又は実績報告時まで市内に住民登録をする予定があり、市内の事業所に事業所用として機器を設置しようとする個人。ただし、設置する事業所の所有権を有しない場合は、当該事業所の所有者から機器を設置することについて承諾を得ていること。

(3) 市内に事業所を有し、又は実績報告時まで市内に事業所を有する予定があり、市内の住宅に住宅用として機器を設置しようとする中小企業者等。ただし、設置する住宅の所有権を有しない場合は、当該住宅の所有者から機器を設置することについて承諾を得ていること。

(4) 市内に事業所を有し、又は実績報告時まで市内に事業所を有する予定があり、市内の事業

所に事業所用として機器を設置しようとする中小企業者等。ただし、設置する事業所の所有権を有しない場合は、当該事業所の所有者から機器を設置することについて承諾を得ていること。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む）の滞納がないこと。ただし、個人については世帯員全員とする。
- (2) 市内に事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）から機器を購入すること、機器の施工等を行うこと、又は、機器を含む建物の建築工事請負契約を市内事業者と結ぶこと。
- (3) 太陽光発電システムについては、電力会社と余剰電力の買い取りに係る電力受給契約を締結すること。
- (4) 市が実施している家庭向けの省エネ対策事業である「はちおうじ省エネ国」若しくは企業向けの省エネ対策事業である「八王子省エネカンパニー」に既に登録している者又は実績報告時に登録すること。
- (5) 住宅又は事業所の販売等による利益を目的としていないこと。
- (6) 八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例23号）第2条に規定する者でないこと。
- (7) 実績報告時に八王子市に住民登録があること。

（補助対象機器、用途、要件及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）、用途、要件及び当該機器等に係る補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。また、別表1のいずれかの補助対象機器と併せてHEMSを導入した場合、別表2に定める用途、要件、額に基づき補助金額を増額する。

（補助対象の経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入及び設置工事に関する費用とする。

（補助の制限）

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。また、第4条の規定による用途において補助対象機器を1つのみとし、補助対象住宅又は事業所における電気若しくはガスの受給契約において1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、機器等の設置及び施工前に、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金交付申請書（第1号様式）にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

（手続代行者）

第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続を第三者に代行させることができる。

- 2 申請者は、事務手続を代行させるときは、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金に係る書類等に手続代行者の氏名、住所等を記載しなければならない。
- 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないことができる。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、第7条又は前条により申請を受けた際はその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

- 2 前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは再生可能エネルギー利用機器設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときは再生可能エネルギー利用機器設置費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更・中止等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その内容を変更又は中止するときは、速やかに、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金内容変更・中止申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。なお、内容変更の場合、変更内容が確認できるものを添付することとし、補助金額の増額変更は認めない。

- 2 市長は、前項に定める変更・中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い変更・中止を承認したときは、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金内容変更・中止承認通知書(第5号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象機器の設置が完了したときは、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金実績報告書(第6号様式)に必要書類を添えて、完了日から起算して1月以内又は令和2年(2020年)3月13日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、令和2年(2020年)3月13日までの期限内において、1月間に限って延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定により実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定したときは、再生可能エネルギー利用機器設置費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 第11条第2項の規定により補助金の交付確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して1月以内に再生可能エネルギー利用機器設置費補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（管理）

第14条 補助金を受給した者は、善良な管理者の注意をもって機器を管理し、建物における使用に充てるよう努めなければならない。

2 機器の利用にあたっては、近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮し、苦情があった場合は、誠実に対応しなければならない。

（調査）

第15条 市長は、補助金交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、申請者、補助決定者又は補助金を受給した者に対し報告を求め、現地調査等を行うことができる。

（協力の要請）

第16条 市長は、補助金を受給した者に対して、機器に関するアンケート等についての協力を求めることができる。

（補助金の返還等）

第17条 市長は、補助金を受給した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（見直し）

第18条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）5月7日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象機器	用途	要件	補助金額
太陽光発電システム	住宅用	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。	20,000円に当該補助対象機器の最大キロワットを乗じて得た額（ただし、100,000円を限度とする。）
	事業所用		
太陽熱利用システム	住宅用	強制循環式ソーラーシステム及び自然循環式太陽熱温水器。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの（集合住宅に設置する場合には、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定に準じた性能を持つものとして市長が認めるもの）であること。	50,000円
	事業所用		
木質ペレットストーブ	住宅用	木質ペレット（木材を粉碎したおが粉等を円筒形状に固めたもの）のみを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器であること。	補助対象経費の1/2の額（ただし、100,000円を限度とする。）
	事業所用		

備考

- 1 機器は、全て未使用品且つ購入品であること。
- 2 設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 3 太陽光発電システムについては、最大出力キロワットの小数点以下2桁未満を切り捨てて、補助金額を計算する。
- 4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 補助対象経費を超える補助は行わない。

別表 2 (第 4 条関係)

機 器	用途	要件	増額する額
HEMS	住宅用	一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) に登録されたもの又はそれに準じた性能を持つもので市長が認めるものであること。	10,000円

備考

- 1 準じた性能を持つものは、HEMS のシステム又は住宅全体の電力使用量等の情報を蓄積する主たる計器について、「ECHONET Lite規格」を標準インターフェイスとして搭載していること。